

学位提出論文概要書

論文題目

保険事業と規制緩和

提出者 李 洪 茂

目 次

1 研究の動機	2
2 論文の構成	3
3 自説の概略と主旨	6

1 研究の動機

保険者が将来、保険契約上の義務を確実に履行するためには、保険者の倒産を防止する必要がある。日本における保険者の倒産に対する対応は、保険者間の競争を取り除くための保険事業に対する規制強化であった。それは、保険者の倒産の原因が保険者間の過当な競争にあり、その保険者間の競争を法律の制定と実体的監督によって抑止すべきであるという発想からであった。このような規制強化によって、保険者間の競争は取り除かれてきており、その結果保険者間の問題はなくなったかにみえた。残された問題は、保険者と保険契約者間の問題であり、それが契約法的な領域であったため、保険に関する研究は契約法的な側面に集中されてきた。これらの契約法的な研究は、保険契約者と保険者間の公平性の維持に貢献してきた。

しかし、今日における保険事業を取り巻く環境の変化は、これまで排除してきた保険者間の競争を保険市場に導入するものであり、その必要性が叫ばれている。これは、保険市場を、これまでの画一的な保険商品を販売する保険者と保険消費者間の関係から、それぞれ異なる保険商品を販売する保険者とそれらを選択する保険消費者間の関係に変化させるものである。このような環境の変化によって、競争を前提とする保険市場に関する研究が必要になってきた。従って、このような新しい環境下で、これからの保険者と保険消費者が直面することになる諸問題を整理しておく必要がある。このような問題意識を背景として、第一部（第1章～第5章）では、損害保険事業と保険消費者の接点における諸問題について論述した。

一方、韓国は、日本の影響を強く受けながら保険制度の整備を行ってきたが、近年における規制緩和によって、日本よりも急激な保険制度の変化を遂げている。このような変化が必ずしも成功的であったとはいえないが、日本と類似の保険制度と文化を有する韓国における成功と失敗の両方が、これからの日本における保険制度の間接的な実験結果として参考に値するものであるといえる。このような問題意識を背景として、第二部（第6章～第8章）

では、保険事業に対する規制緩和とその対応について、韓国の例を中心に考察することによって、これからの日本の保険者と保険消費者が直面することになる問題の検討を試みた。

2 論文の構成

本論文は、二部から構成され、第一部では損害保険事業と保険消費者の接点における諸問題について論じ、第二部では保険事業に対する規制緩和とその対応について韓国の先例を中心に論じている。その構成の詳細は、次の通りである。

第一部 損害保険事業と保険消費者の接点

第1章 日本における保険制度	2
I はしがき	2
II 規制強化による保険制度	2
III 各種制度間の重複	6
IV 保険事業に対する規制緩和	9
V むすび	13
第2章 損害保険料率に占める適正利潤の在り方	17
I はしがき	17
II 損害保険におけるキャッシュ・フロー	18
III 損害保険料率における投資収益	19
IV MCモデルとNCCIモデル	25
V むすび	30

第3章	損害保険と損害防止の関係について	34
I	はしがき	34
II	損害防止の概念	34
III	道徳的危険との関係	40
IV	保険料率との関係	47
V	保険者の対応	52
VI	むすび	54
第4章	損害保険における担保の総合化について	60
I	はしがき	60
II	日本における担保の総合化	61
III	アメリカにおける担保の総合化	70
IV	担保の総合化における問題点	89
V	むすび	92
第5章	運送人と損害保険者の対立関係について	94
I	はしがき	94
II	運送人の責任	94
III	保険者の対応	101
IV	保険者の利害の変化	106
V	むすび	112

第二部 保険事業に対する規制緩和とその対応

—— 韓国の例を中心として ——

第6章	保険事業の規制緩和と保険者の倒産に対する対応	121
I	はしがき	121
II	規制強化による保険制度	121
III	保険事業に対する規制緩和	130
IV	保険者の倒産に対する対応	150
V	規制緩和の対応における問題点	155
VI	むすび	160
第7章	自動車保険における強制保険と任意保険のめざすべき 固有の役割	174
I	はしがき	174
II	自動車保険事業の現状	174
III	自動車保険制度の概要	179
IV	自動車保険における問題点	185
V	むすび	188
第8章	自動車保険における料率体系について	193
I	はしがき	193
II	自動車保険における料率体系	193
III	個別適用率と割引・割増制度	197
IV	自動車保険料率についての問題点	215
V	むすび	222

3 自説の概略と主旨

各章における自説の概略と主旨は、次の通りである。

第一部 損害保険事業と保険消費者の接点

競争的に変化する保険市場の新しい環境下で、これらからの保険者と保険消費者が直面することになる諸問題について検討を加えた。その結果、次のような結論に達している。

(1) 第1章 日本における保険制度

日本における保険制度の歴史は、保険者の倒産防止のための保険事業に対する規制強化の歴史であった。その規制強化は、保険者の倒産と詐欺を防止するため、生命保険事業と損害保険事業を分離し、適切な数の保険者、全社画一的な保険料率、諸準備金の積立を強制することであった。しかし、それぞれ異なる趣旨の法律に基づいた制度が発展する過程で、保険制度には引受面における重複が生じることになった。さらに、資産運用をめぐる保険・証券・銀行の相互間における業際問題が生じ、さらに近年における保険事業に対する規制緩和が加わっている。この規制緩和は、参入の自由化、保険料率の自由化、弾力的な準備金の積立などを中心とするものである。これらは、これまでの規制強化による日本の保険制度を大きく変化させるものである。

このような規制緩和に対応するために、「資金援助法人」の構想が打ち出された。この資金援助法人の構想は、保険契約者などの保護のためには保険契約の継続が不可欠であり、そのためには保険者の倒産防止が必要であるという論拠に基づくものである。しかし、規制緩和は、これまで排除してきた競争原理を保険市場に導入することにほかならず、その競争は保険者の倒産

可能性を前提とすることは過去の歴史が証明済みである。また、規制緩和は、規制の目標が、保険者の倒産防止ではなく、競争による保険者の超過利潤阻止という消費者重視におかれることを意味する。このことは時代の要請でもあるが、過去に日本が経験した競争による弊害を取り除くための十分な解決策はまだ提示されていない。

(2) 第2章 損害保険料率に占める適正利潤の在り方

損害保険料率の自由化については賛否両論があり、反対論者は料率規制がないと保険者が不当な方法で超過利潤を上げるか過当競争により倒産すると主張し、賛成論者は市場の競争による規制が一番有効で、かつ経済的であると主張する。これに対するアメリカの経験は、参考に値する。つまり、アメリカにおける保険料率の自由化要求に対する各州の対応は保険料率を自由化することであったが、全米の半数以上の州が採択したいま一つの方法は、規制される保険料率に投資収益の算入を強制することであった。一方、1948年にアメリカの範をとって算定会料率になった日本においては、投資収益を無視した営業保険料の5%程度が損害保険料率における保険者の利潤として定着しており、これを動かすのは至難とされる。しかし、損害保険料率が規制料率であるべきか自由料率であるべきかという問題以前に、保険料の受取と保険金支払には時間的ずれがある保険契約の特性から必然的に発生する投資収益を明示することによって、保険料率が公平であるということを利害関係者に示すべきである。

(3) 第3章 損害保険と損害防止の関係について

保険者は、アンダーライティング業務の一部として、担保条件および保険料率の設定を行ってきた。損害防止は、この担保条件および保険料率の設定の中で行われてきた。このような損害防止が、今日における保険事業の環境下で、損害保険とどのような関係を持つのかを究明する必要があるが、両者の関係は明らかにされていない。被保険者の保有する全ての危険が、保険により保険者に移転されれば、損害防止から利益を得ているのは被保険者ではなく保険者であり、保険料率の差別を通じて被保険者に損害防止の経済的な

誘引を提供するのも保険者である。この保険料率の差別により損害防止に関する情報が被保険者らに広まる。

一方、損害保険は、付加保険料が営業保険料の約半分程度を占める割高なものになった。さらに、損得の両方の可能性がある投機的危険は、保険により対応できない危険である。また、保険は、道徳的危険への対策およびその他を理由として、損害が生じる可能性のみを持つ純粋危険に対してさえ担保を制限している。このようにして、保険は、消費者のニーズに十分応えることができない側面をもつようになった。このような状況下で、多くの大手企業は、危険処理手段としての保険の利用を放棄し、保有と自家保険を利用する傾向を強めている。このように、保険者が損害防止に成功することは、危険処理手段としての保険の必要性を少なくするという矛盾を持つ。保険者は、この矛盾を解決するため、アンダーライティング業務の一部として損害防止業務を行ってきた伝統を破り、保険を購入していない企業（契約者）からも手数料を受け取って損害防止業務を行うようになった。従って、現在が、日本の損害保険会社も有償の損害防止業務に参入すべきか否かを検討すべき時期といえる。

（４）第４章 損害保険における担保の総合化について

危険が多様化・巨大化するにつれ、それに対処するための保険が続々と開発されてきた。このように増加する複数の危険を一枚の保険証券で担保する担保の総合化は、家計保険と企業保険の双方において急速に増加する傾向にある。確かに、個々の危険ごとに保険契約を締結することは面倒なことであり、すべての危険が損害の原因に関係なく一枚の保険証券によって担保されることは、保険者および保険消費者の夢でもある。

この担保の総合化が、アメリカにおいては業際問題の出発点であったのとは異なり、日本においては保険商品に対する認可制度があったとはいえ、損害保険者は人の生死に関する危険以外のすべての危険を引き受けてきており、最初から法的環境に問題はなかった。そのために担保の総合化に関する議論も少ない。1950年代に入り、その時まで損害保険者が担保していなかった自

然災害危険に対して保険契約者が自家保険計画を立てたのが、日本における火災保険の担保の総合化の契機になって以来、担保の拡張としてその機能を果たしてきている。しかし、担保の総合化は、担保の拡張というよりパッケージ保険による単一証券化に利益があり、保険者と保険契約者の両方に利益がある。保険契約者（被保険者）を満足させることが保険事業の継続的な成長を可能にするから、保険契約者の利益は保険者にとり重要なことである。しかし、生損保兼営は、保険者の経営多角化が主な目的であるが、保険契約者の利益に貢献することはなにかを考える必要がある。

一般的に安定的な危険に対しては担保の総合化が行われるが、不安定な危険は個別的に引き受けられる。しかし、担保の総合化において、担保を分離できない場合は保険の入手可能性を悪化させ、担保の過不足が依然として存在する場合があるなどの問題点もある。さらに、集積損害、保険料率の問題もある。これらに対応した担保の総合化が望まれるが、それは、保険消費者の選択の余地の拡大、集積損害に対する保険者の支払能力とアンダーライティング能力、担保の過剰と漏れに対応する保険商品の開発である。日本の家計保険および企業保険分野における担保の総合化は急速に進展しているが、それぞれの分野に全体的にどのような危険が存在し、どのような危険が保険によって担保されるのかを識別するのは困難である。これに対して、アメリカの営業用パッケージ保険は、企業に関する危険をほとんど網羅した一つの建物のようなパッケージ保険である。家計保険および企業保険の両方でこのような考え方により、危険のすべてが重複なく網羅される保険の開発が望まれる。それは損害保険の分かりやすさを増すことにもなる。

(5) 第5章 運送人と損害保険者の対立関係について

荷主は、貨物の海上運送の際に、運送人と運送契約を締結し、さらに保険者と貨物保険契約を締結することによって、海上運送において貨物に損害が生じる危険を保険者に転嫁する。これに対して、運送人の荷主に対する損害賠償責任は、P.&I. Club（船主責任保険組合）が担保してきた。このような状況下で、運送人の免責範囲は、運送人がすべての損害について免責される

ほどに拡大された。さらに、運送人は、運送契約に保険利益享受条項を挿入することによって、荷主または荷送人がつけた保険の利益を享受した。この運送人の免責範囲の拡大と保険利益の享受は、保険者が運送人と対立してきた原因であった。

一方、陸・海・空の運送が一体化された複合運送が登場し、それによって船舶を所有しない運送人が登場し、そそれはP.&I. Clubを持っておらず、その損害賠償責任の担保を保険者に頼らざるを得なくなった。この変化によって、保険者は荷主のための担保のみならず、運送人のためにも十分な保険担保を提供する必要が生じた。このことによって、運送人の責任の強化が保険者の利益になるという図式にも変化が生じた。つまり、運送人の責任の強化は、荷主のための貨物保険においては保険者の利益になるが、運送人のための貨物損害賠償責任保険においては損失になる。これは、船舶を所有しない国際フレイト・フォワードナーの登場によるものであるが、これまでの保険者の利害関係とは異なるものである。

第二部 保険事業に対する規制緩和とその対応

一 韓国の例を中心として 一

近年、保険市場に競争原理を導入するために、保険事業に対する規制緩和の必要性が叫ばれている。そのような保険事業に対する規制緩和とその対応について、韓国の先例を中心に考察することによって、次のような結論に達している。

(6) 第6章 保険事業の規制緩和と保険者の倒産に対する対応

韓国における保険監督は、保険者の倒産防止のための保険者保護にその重点がおかれてきた。そのために、保険事業の専門化と適正な保険者の数を基礎にして、保険料率・保険約款・積立金などに対する厳しい規制を行い、それによって保険市場から競争を排除してきた。このような体制の中で、保険事業は目ざましい発展を遂げてきたが、外圧による規制緩和を行うために、

保険者の倒産の際の保険契約者保護に監督の目標を転換せざるを得なくなった。この規制緩和は、保険市場に競争原理を導入するために、これまで築いてきた規制による保険者の倒産防止の手段をなくすものであった。それは、これまでの規制強化による保険制度の歴史からすると、あまりにも急激な変化であった。

このような状況下で、韓国での保険者の支払能力を考慮すると、保険者の倒産時に対応するための諸措置は、規制緩和を行うために欠かせないものであった。この保険者の倒産に対する対応として、保険契約の移転に加え、保険契約者保護預託金制度と保険保証基金制度が実施された。これらは保険市場に競争原理を導入した結果生じる保険者の倒産に対応するために実施されたものである。しかし、どの程度の倒産が予想されるのかについての統計は存在せず、倒産についての基準も存在しない。これらは、規制緩和における各種の基準に対する根拠の説明と共に今後の課題として残されている。

(7) 第7章 自動車保険における強制保険と任意保険のめざすべき役割

韓国における自動車保険の対人賠償担保は、下積み保険である強制保険とその上積み保険である任意保険の二重構造になっており、日本と韓国を除く他の国では例のない強制保険と任意保険を別々の保険証券で担保する方法には問題があるとして、契約者単位に両保険の一本化を行っている。一方、日本の8倍以上に達する世界的にも高い韓国の交通事故発生率などを背景として、損害保険会社の収入保険料の約半分を占める自動車保険の採算性の改善が問題になっている。

このような韓国における自動車保険は、強制保険である自賠責保険に営利性を認めたことによって、被害者救済における寛大性と公平性を欠くことになった。一方、任意の自動車保険に被害者救済の役割を期待し、「交通事故処理特例法」が同保険への加入を誘導したことによって、自賠責保険を有名無実なものにしてきた。さらに、自賠責保険と任意の自動車保険の一本化のために、自賠責保険を任意の自動車保険と同質化させてきており、この同質化は1994年8月に実施された両保険の一本化によってさらに進むものと予測さ

れる。このように自賠責保険と任意の自動車保険の両方に、被害者救済の役割を期待し、両方に営利性を認めた背景には、任意の自動車保険における慢性的な赤字と保険者保護の監督があった。しかし、任意の自動車保険における慢性的な赤字が解決されるべき重要な問題であるとはいえ、自動車保険制度の整備の際に、強制保険と任意保険のそれぞれの固有の役割という観点からの議論と、この慢性的な赤字解決のための議論を同時並行的に重ねるべきであった。

(8) 第8章 自動車保険における料率体系について

自賠責保険は車中心の保険料率であり、同種の同一用途の車には同一の料率が適用されるが、任意の自動車保険の大部分を占める「自動車保険」の料率は運転者中心の保険料率であり、運転者の性別・年齢などの運転者特徴と、事故歴によって割引・割増が行われ、不良危険である「特定物件」に対しては追加割増が行われる。韓国における交通事故発生率は世界的にも高い深刻な状況にあり、この高い事故率によって損害率が高くなり、それによる「自動車保険」の採算性の悪化が問題になっている。このような状況下で、交通事故の抑止と「自動車保険」の採算性の確保のために、割引・割増の強化を中心とする「自動車保険」料率体系の改正が必要であると主張される。確かに、事故率と採算性は表裏一体のものではあるが、保険料率体系の改正によって、これらが同時に解決できるかは検証されていない。

任意保険の料率が目標とすべきは公平である。この見地から各担保別に実績損害率が大きく異なる担保間の不公平を解消する必要がある。さらに、割引・割増制度はすでに厳しいものになっており、特に個別割引・割増における割増は懲罰的なものになっている。これに対して、団体割引・割増は修正損害率のみで評価される。しかし、割引・割増が公平性の観点から妥当であるとされるときは、団体割引・割増にも事故内容および原因による評価の検討が必要である。このような割引・割増が保険会社の収支改善に貢献するか否かについては否定的であり、事故抑止力もないとされるから、事故抑制のためには保険以外の要因の改善が必要である。従って、割引・割増の強化

によって収支が改善される可能性よりは、無保険車が多くなる可能性の方が高い。

本論文は、筆者が早稲田大学大学院の博士後期課程在学中に発表した論文を加筆・訂正したものであり、特に筆者は韓国からの留学生であるだけに、日本語の記述などに問題があるかも知れない。また、保険という特殊な領域に対する研究は、保険者間の競争を前提としないものから保険者間の競争を前提とするものに変化しようとしている。従って、競争を前提としたときの保険者と保険消費者が直面することになる問題に関する研究は、いま始まったばかりであり、それだけに未熟であるとも考えられる。諸賢のご批判を仰ぎ、かかる分野の研究が更に進められることになればと願うのみである。

本論文はひとえに、筆者の保険研究に対する扉を開き、日本留学の初期より今日に至るまで公私にわたってご指導とご鞭撻を賜っている恩師、早稲田大学教授・商学博士・鈴木辰紀先生の賜物である。さらに、終始丁寧なご指導を賜っている早稲田大学教授・大谷孝一先生にも心から深謝の意を表したい。

1995 (平成7) 年3月31日

リ ホン ム
李 洪 茂